平成２８年（フ）第８１１１号
東京都足立区西新井２丁目５－５－706
債務者　平田　浩治
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１２０号
東京都練馬区旭町３丁目12―21―101
債務者　亀井美智子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１２１号
東京都練馬区豊玉中３丁目４－７－103
債務者　高橋　純子（旧氏名高橋澄子・大野純子）
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１２３号
東京都北区東十条２丁目９－４－103
債務者　中込　　勝
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１３０号
東京都板橋区大谷口上町40―７－204
債務者　門脇　美紀
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１３９号
大阪府守口市滝井元町２丁目４番18―102号
債務者　因幡　**浩**一
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５５４号
大阪府守口市佐太中町６－36－３－301、住民票上の住所大阪府茨木市真砂２丁目16番43号メゾンＭ＆Ｓ406号
債務者　北　佳代子（旧姓池沖）
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６６号
沖縄県中頭郡北中城村字島袋514番地
債務者　上原　真一
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第５８９号
静岡市葵区常磐町２丁目５番地の18、旧住所横浜市保土ヶ谷区鎌谷町145番地
債務者　長澤　　卓
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月16日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８１号
栃木県足利市本城２丁目1850番地３
債務者　遠藤　春男
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第３８２号
大阪市生野区新今里４丁目８番28号　ボンヌ・シャンス７Ａ、申立時の住所岡山市北区東島田町１丁目２番９号ＫＢマンション501
債務者　島田　正法
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９５号
岡山市北区島田本町１丁目２番36号
債務者　常定　則夫
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８１２６号
東京都新宿区百人町３丁目15―８
債務者　今野　樹奈
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１２７号
東京都墨田区文花１丁目28―36―507
債務者　酒井　志信
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１３７号
東京都武蔵村山市伊奈平１丁目15―５－308
債務者　石井　健一
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部